

特 定 施 設 使 用 届 出 書

令和 6年 4月 1日

公共下水道管理者 様

申請者

住所 愛媛県今治市別宮町1-4-1

電話 0898-23-5616

氏名 株式会社 ○○○○○

代表取締役 △△△△

下水道法第12条の3第2項、下水道法第12条の3第3項の規定により、特定施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	今治下水道管理事務所(事業場名)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	今治市天保山町4-6-2	※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種別	19-ト繊維製品の製造業の染色施設	※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果 ※備考	
△ 特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
△ 汚水の処理の方法	別紙3のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙4のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別図1のとおり		

備考1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。

2. ※印の欄には記載しないこと。

3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

## 別紙 1

## 特定施設の構造

施設名 (特定施設番号)		19-ト繊維製品の製造業の染色施設	
型式		〇〇-◇◇型 (別添カタログのとおり)	
構造	材質	ステンレス製	
	形状	(別添カタログのとおり)	
	主要寸法	10m×1.7m×1.5m (長さ×奥行×高さ)	
能力		1回あたりタオル10kgを染色	
設置数		3台	
主要機械又は 主要装置の配置		別図(1(2))のとおり	
新設変更の着手予定		令和 年 月 日	
完成予定		令和 5年 9月 1日	
使用開始予定		令和 5年 9月15日	
その他参考事項			

備考 構造、主要寸法及び能力の欄の記載については、詳細な図面を利用して、その概要を明記すること。

## 特定施設の使用方法

施設名	19-ト繊維製品の製造業の染色施設
設置場所	別図(1(2))のとおり
操業系統	別図(2)のとおり
1日の使用時間	8:00 ~ 11:00 13:00 ~ 17:00 (計7時間/日で、月曜～金曜(祝日除く)に稼働)
使用の季節的変動の概要	季節変動はなし
原材料の種類 使用方法 及び量	着色剤(〇〇(型番))を0.1kg/日使用
廃液の分離方法	油水分離装置
使用時の汚水量 及び水質	別図(3)のとおり
その他の記載事項	

備考 使用時の汚水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、操業系統の図面をかねて記入してもよい。

## 汚水等の処理の方法

施設名	油水分離装置
汚水処理施設の設置場所	別図(1(2))のとおり
着工予定年月日	令和 5年 8月 1日
完成予定年月日	令和 5年 9月 1日
使用開始予定年月日	令和 5年 9月 15日
汚水処理施設の種類・型式・構造・能力及び処理の方法	コンクリート製の油水分離装置 処理能力は10kg/月で、計算根拠は別添のとおり
汚水等の処理系統	別図(3(2))のとおり
汚水等の集水及び導水方法	別図(1(4))のとおり
汚水処理施設の使用時間及びその季節的変動の概要	特定施設の稼働時間にあわせて使用
汚水等の処理に要する消耗資材の1日当りの用途別使用量	なし
処理前後の水量及び水質	処理前：n-ヘキサン抽出物質（動植物油）を25mg/L程度含有 処理後：n-ヘキサン抽出物質（動植物油）を3mg/L程度含有
残渣の量及びその処理方法	残渣として汚泥が10kg/月程度発生し、 3か月に1度程度、産業廃棄物して廃棄処理
排除場所	公共下水道
その他の記載事項	

- 備考1. 汚水等の集水及び導水方法の欄の記載については、別図によることとし、特定施設から汚水処理施設に至る導水路、ならびに工場内の排水系路を明らかにすること。
2. 処理前後の水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、汚水等の集水及び導水方法の欄の図面に記入してもよい。

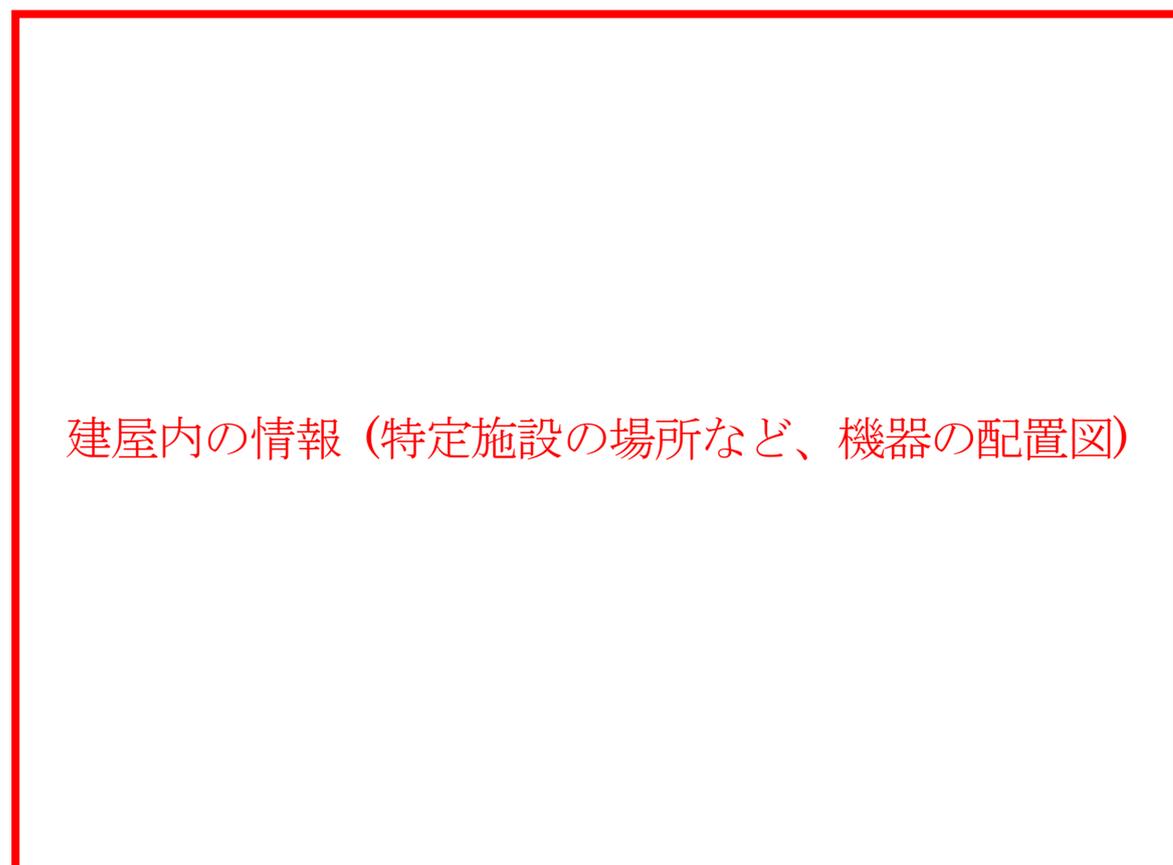
		排水口	No. 1 (工程系)	No. 2 (生活系)	総合
物質又は項目	基準値	排水量	平均 15m <sup>3</sup> /日	平均 1m <sup>3</sup> /日	平均 16m <sup>3</sup> /日
		単位	最大 20m <sup>3</sup> /日	最大 1.5m <sup>3</sup> /日	最大 21.5m <sup>3</sup> /日
生活環境項目	温度	45 以下	℃		
	沃素消費量	220 以下	mg/l		
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	mg/l		
	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満		7 (5.8~8.6)	7 (5.8~8.6)
	生物化学的酸素要求量 (B. O. D)	600 未満	mg/l	100(最大時 150)	100(最大時 150)
	浮遊物質	600 未満	mg/l	20(最大時 30)	20(最大時 30)
	n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)	5 以下	mg/l	0.5(最大時 1)	0.5(最大時 1)
	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	30 以下	mg/l	15(最大時 20)	15(最大時 20)
	窒素含有量	240 未満	mg/l		
	燐含有量	32 未満	mg/l		
	フェノール類	5 以下	mg/l		
	銅及びその化合物	3 以下	mg/l		
	亜鉛及びその化合物	2 以下	mg/l		
	鉄 (溶解性)	10 以下	mg/l		
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	mg/l		
	健康項目 (有害物質)	総クロム	2 以下	mg/l	
カドミウム		0.03 以下	mg/l		
シアン		1 以下	mg/l		
有機燐		1 以下	mg/l		
鉛		0.1 以下	mg/l		
六価クロム		0.2 以下	mg/l		
砒素		0.1 以下	mg/l		
総水銀		0.005 以下	mg/l		
アルキル水銀		検出されないこと			
P. C. B		0.003 以下	mg/l		
トリクロロエチレン		0.1 以下	mg/l		
テトラクロロエチレン		0.1 以下	mg/l		
ジクロロメタン		0.2 以下	mg/l		
四塩化炭素		0.02 以下	mg/l		
1・2-ジクロロエタン		0.04 以下	mg/l		
1・1-ジクロロエチレン		1 以下	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下	mg/l		
1. 1. 1-トリクロロエタン		3 以下	mg/l		
1. 1. 2-トリクロロエタン		0.06 以下	mg/l		
1. 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	mg/l		
チウラム		0.06 以下	mg/l		
シマジン		0.03 以下	mg/l		
チオベンカルブ		0.2 以下	mg/l		
ベンゼン		0.1 以下	mg/l		
セレン及びその化合物		0.1 以下	mg/l		
ほう素及びその化合物 (河川)		10 以下	mg/l		
ほう素及びその化合物 (海域)		230 以下	mg/l		
フッ素及びその化合物 (河川)		8 以下	mg/l		
フッ素及びその化合物 (海域)		15 以下	mg/l		
1, 4-ジオキサン		0.5 以下	mg/l		
ダイオキシン類	10 以下	pg-TEQ/l			

別図1

(1) 設置場所略図



(2) 建屋内の情報



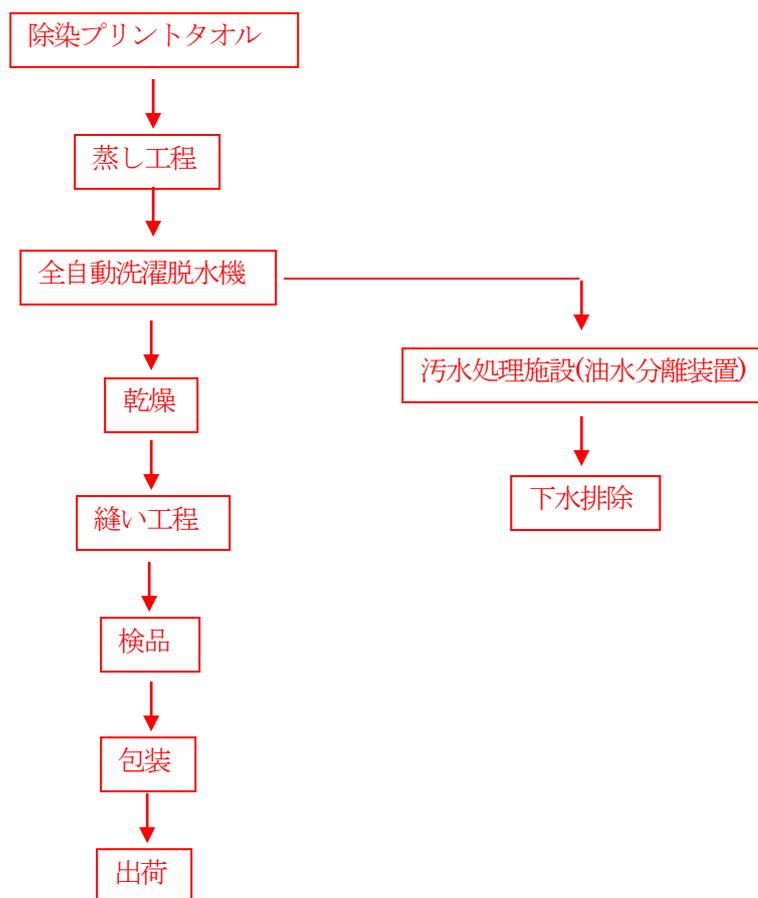
(3) 用水の系統図

建屋内の用水の図面

(4) 排水の系統図

建屋内の排水の図面

別図2 操業の系統

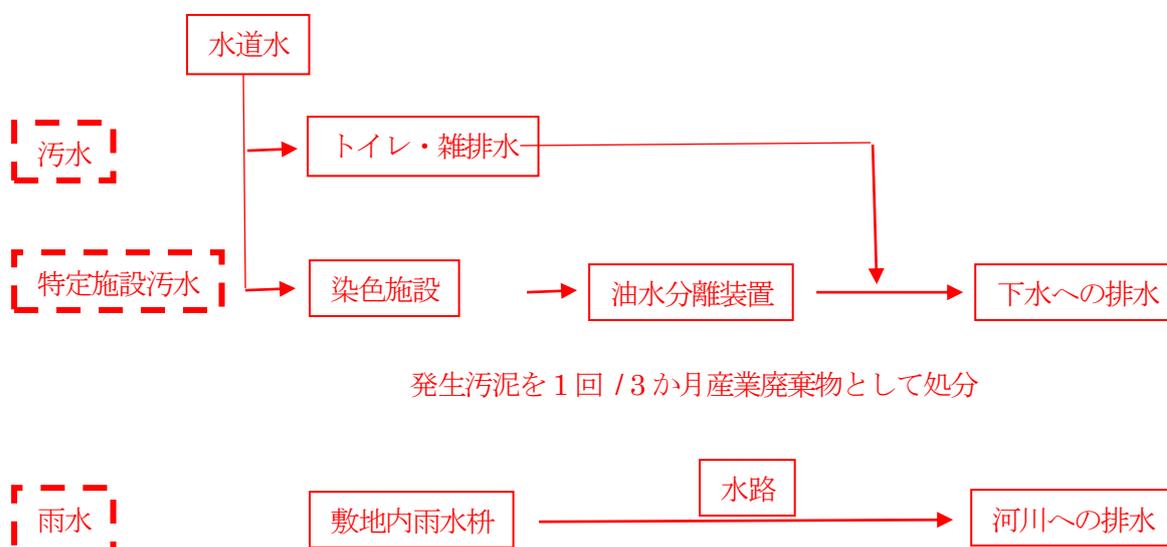


3 用水・廃水系統  
機器配置 等の略図  
汚水処理系統

(1) 用水量

用水の別		水道水	地下水	その他( )	合計
水量	通常	16	0	0	16
m3/日)	最大	21.5	0	0	21.5

(2) 用水・廃水系統



(3) 汚水処理系統

① 汚水処理の系統は、「(2) 廃水系統」および処理系統図のとおり。  
(特定施設の排水経路は着色部分が該当)

② 汚水処理の状況  
処理施設：油水分離装置

③ 処理水質

処理水質 項目	処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大
BOD	500	600	15	20
SS	500	600	1.5	2
n-ヘキサン抽出物(鉍)	4	5	0.5	1
n-ヘキサン抽出物(動植)	25	30	3	6

単位：mg/L